

笠間市立岩間第三小学校いじめ防止基本方針

笠間市立岩間第三小学校

1 いじめの定義といじめ防止のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

(2) いじめ防止のための基本的な考え方

- いじめは、児童間では常に起こりうるものであるという認識の下に、未然防止を対策の基本とする。
- いじめは、大きな人権侵害であり、犯罪にもなりうる行為であることを児童に実感として理解させる教育活動を充実する。
- いじめの兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処するとともに、いじめを受けた児童生徒の生命の安全、心身のケアなど、いじめを受けている者の意見が反映されることに配慮する。
- 学校ばかりではなく、保護者、地域住民などとの連携を大切にし、いじめ撲滅を地域レベルでとらえ、より有効な対策となるようにする。
- いじめは、児童個々の問題であり、児童が主体的、積極的にいじめ防止に取り組む態度を育てる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 学校での取り組み

- 集団と個の関係を遊びを通して理解させるとともに、自分たちの問題を主体的に話し合い、解決できる力を育てる。
- 笠間市自殺予防教育指導資料「かがやき」を活用し、生命尊重、人権尊重等の道德心の醸成と、心配を伝える、相談を受けられる等のスキルを身につける。
- 児童一人一人の自尊感情を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(2) 家庭・地域での取り組み

- 子どもたちの健全育成のため、関係諸団体・機関等と連携し、いじめ防止に取り組む。その際、情報交換、行動連携など具体的な活動を大切にする。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のための取り組み

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- 様子がおかしいと感じた児童がいる場合にはいじめ防止対策委員会や職員会議等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- 「学校生活に関するアンケート」を年3回、「いじめアンケート」を随時行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- 解決すべき問題がある場合には、教育相談活動により当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(2) いじめ早期解決のために全職員が一致団結する取り組み

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- いじめられている児童の心のケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、支援する。

< いじめ問題対応の流れ >

いじめ問題の発見	① 「いじめ問題」の発見 ・ 教師による発見，保護者・児童からの情報収集
対応 状況把握・対応策	② 対応 ・ 事実関係の把握及び報告（担任【関係教諭】→生徒指導主事・教務・教頭→校長）
被害・加害児童への指導 学級全体・全児童への指導	③ 被害児童，加害児童への指導（担任・生徒指導主事等） ・ 状況によっては学級全体の指導
保護者への対応 被害児童保護者 加害児童保護者	④ 保護者対応（担任・生徒指導主事・教務・教頭） ・ 被害児童保護者 事実の確認とこれまでの指導の経過及び今後の対応について説明し，理解と協力を依頼する。 ・ 加害児童保護者 事実を説明し，今後の対応について理解と協力を依頼する。
PTA・関係機関との協力	⑤ 状況によっては，PTA等にも説明し，協力を依頼
児童への継続指導 継続的な報告	⑥ 指導の継続及び指導経過の報告（担任→生徒指導主事等→校長） ※いっきに解決せず長引くことがあるので，継続観察・指導する。
指導の継続	⑦ 事態が改善されない場合は，再度対応策について検討対応する。

(3) 家庭や地域，関係機関と連携した取り組み

- いじめ問題が起きたときには家庭との連携を密にし，学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
- 当該児童が学校や家庭に相談しづらい状況を鑑み「いじめ・体罰解消サポートセンター」の周知に努める。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実行的に行うために，校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，道徳主任のほか，校長の指名する職員によって構成する。また，必要に応じて，専門的知識を有する者を参加させる。校長が招集し，原則として月1回開催する。

(2) 生徒指導対策委員会

全職員により，各学期1回，特に配慮を要する児童について共通理解を図る。

(3) 職員会議

月1回全教職員でいじめを含め問題傾向を有する児童について，現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

5 重大事態への対応

(1) 教育委員会に重大事態の発生を報告

(2) 教育委員会の指導・助言のもと，以下の対応にあたる

- 調査組織を設置し，事実関係を明確にする。
- 児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。